

令和5年度 議会運営委員会行政視察報告書

1 参加委員

(委員長) 新倉真二 (副委員長) 山崎広子
 (委員) 花田慎 (委員) 木山耕治 (委員) 早川仁美 (委員) 岡崎進 (委員) 水島誠司
 (委員) 阿部英光 (委員) 長谷川由美 (委員) 柁木太郎

2 視察日時

令和6年1月22日(月曜日) 午後1時30分から午後3時30分まで

3 視察先

茨城県つくば市

4 視察事項

- (1) 「つくば市議会議員政治倫理条例」について
- (2) 「一般質問」の在り方について
- (3) 質疑・意見交換

5 視察概要

	(担当 阿部英光・木山耕治)
視察先選定理由	<p>茅ヶ崎市議会では、市民により開かれた議会を目指し、様々な改革を行ってきた。昨今、議員のハラスメントに対する関心が高まっており、ハラスメント対策の強化が推進されていること、各自治体の議会において品位を損なう行為がマスメディア等で取り上げられていること等を踏まえ、本市議会における政治倫理条例の制定などについて検討をしていくことになっている。つくば市においては、平成10年より政治倫理条例制定に向け検討を開始、平成12年より、「つくば市議会議員政治倫理条例」の運用を開始している。倫理条例制定に向けた経緯および運用状況について、また、一般質問における議員の質問形式の変更や執行部の反問権の付与、オンライン形式での一般質問などといった議会改革の取組も行っており、本市の検討の参考として適していると考えられるため、視察先に選定した。</p>
内容 ・事業概要 ・効果、推移 ・課題	<p>【つくば市議会の議会改革の流れについて】</p> <p>1. 政治倫理条例について</p> <p><議会政治倫理条例制定に向けた背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当時議員の汚職事件などがあり、政治倫理制定への意識が高まっていた。 <p><条例制定までの流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成10年12月より特別委員会を設置し視察など勉強会を実施。 平成10年6月議会での条例案の提案は流会 平成10年7月の臨時議会で上記案を否決 平成10年9月議会で別条例案を提案も否決、条例案を撤回 平成10年11月臨時会にて市民からの直接請求、市長提案を全会一致で可決 <p>・着目点について</p> <p>議員の兼業についての線引きなど、当時の時代背景が色濃くでている条例となっている。</p>

2. 一般質問の在り方について

- ・一問一答方式の導入や、質問回数の制限について

⇒3にある通り、質問の在り方はその時期によって都度、課題を抽出した中で、意見が変わったが、現在の1問1答方式に落ち着いた。

- ・執行部への反問権の付与

⇒単なる言いつばなしや、行政批判のみとなる質問が目立った時期があり、検討の結果、反問権を付与するようになった。

- ・オンライン形式での一般質問の実施

⇒議会BCPおよび議会参加機会の充実などを検討し、実施可能な環境構築を早期に検討し、実際に一般質問をオンラインで行った。

3. これまでの議会改革について

■平成12年～16年

平成12年12月議会

- ・一般質問の発言回数を「3回まで」から「一問一答式」にする。時間は60分。

平成15年9月議会

- ・「つくば市議会改革に関する決議」を可決
- ・議長は議会の同意を得て常任委員会委員を辞任する。
- ・市議会だよりの早期発行及びカラー化並びにホームページの充実。
- ・会派代表質問の導入。(ケーブルテレビACCSで放映。)
- ・一般質問の発言時間を30分以内とする。
- ・議会運営委員会委員の選出方法(3人以上の会派からドント方式)
- ・請願の紹介議員の取扱い(所属する委員会は避ける)
- ・確認質問を避けること及び質問・質疑通告の明確化を努力義務とする。
- ・執行部との質問事項の確認は会派室を利用する。

■平成16年～20年

- ・平成17年9月議会

一般質問の発言回数を「一問一答式」から「3回まで」とする。

- ・平成18年6月議会

資産報告書及び政治倫理審査会の意見書の要旨を議会報へ掲載することをやめる。

- ・平成18年12月議会

「議員定数等に関する調査特別委員会」を設置←「請願」がきっかけ定数、報酬、費用弁償、政務調査費の調査研究。

- ・平成20年1月25日特別委員会

費用弁償を「5,000円」から「2,000円」に引き下げることを議決

- ・平成20年3月4日特別委員会

議員定数、議員報酬、政務調査費⇒議決にいたらず(現行のとおりとすることを決定)

■平成22年12月議会

「議会改革に関する調査特別委員会」を設置

- ・インターネット議会中継(平成23年9月議会から)
- ・質問方式の見直し(一問一答・反問権)

■平成25年3月議会

「議会活性化推進特別委員会」を設置

- ・平成 25 年 11 月議会報告会を試行的に実施
- ・同年 11 月から議会基本条例の策定作業に(約 1 年間) 委員会 8 回開催作業部会 9 回開催⇒平成 26 年 12 月議会条例可決、翌年 4 月 1 日施行

平成 26 年 12 月議会 議会基本条例可決、翌年 4 月 1 日施行
第 1 回目の条例の検証(平成 28 年 12 月～令和 2 年 9 月)

■議会活性化調査特別委員会を設置

- ・予算決算委員会の設置

決算審査(課題の抽出・提言) ⇒予算審査(執行部の対応について協議)
※それまでの特別委員会方式から、分科会方式に変更して、委員会のマネジメントを強化

- ・広報広聴委員会の設置

議会報告会の企画・運営・報告の業務を担うこととした。
※議会報編集だけでなく、議会活動に関する情報発信の強化、広聴機能の強化

第 2 回目の条例の検証(令和 2 年 11 月～現在)

■議会改革は議会運営委員会が担当とした

- ・タブレット端末機の導入ペーパーレスの実施
- ・連絡業務の負担軽減
- ・オンライン委員会の実施⇒オンラインでの一般質問の実施(令和 5 年 9 月議会)
- ・議会 BCP の策定(令和 4 年 6 月策定)
- ・常任委員会の所管の見直し(令和 5 年度から)
- ・議会事務局から議会局へ名称を変更(令和 5 年度から)
- ・会派代表質問における発言回数を 3 回以内とし、3 回目の発言は意見又は要望に関するものに限ることを決定
- ・委員会録画中継の実施(令和 5 年 11 月から)
- ・通年議会の実施(令和 6 年度から)

■広報広聴委員会つくば市議会チャンネルを開設

- ・令和 2 年度 初の試みとなる「YouTube での配信型」

4 常任委員会(決算審査)、2 特別委員会の報告。事前に受け付けた質問に、動画で議員が回答。

- ・令和 3 年度 オンライン意見交換会

10 名の市民とオンラインによる意見交換。

- ・令和 4 年度 決算審査報告会および意見交換会(全協室)

意見交換会は、希望のテーマを一つ選択。4 グループに分かれて実施。

- ・令和 5 年度 YouTube「つくば市議会チャンネル」で配信型決算審査提言報告。議会カフェ(意見交換会)を開催

多様な市民の声を政策立案に繋げる機能を強化し、市民に身近で信頼される議会を目指して、これまでの意見交換会に代わる新しい取組として議会カフェを開催。

【質疑に対する回答】

- ・政治倫理条例について

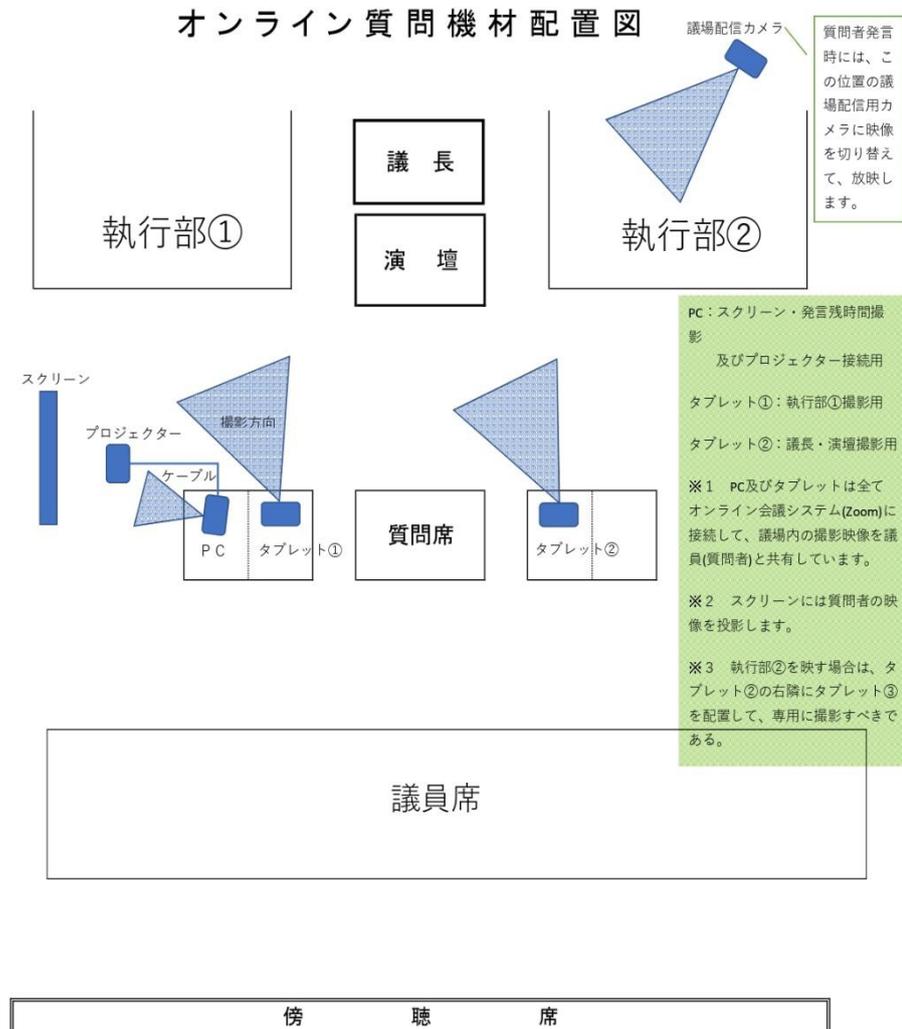
⇒条例を制定し明文化したことにより、議員自身が政治倫理について制定前以上に意識するようになった。それにより、市民からの理解も深まり、また議員の職務の線引きについてもより明確になった。

- ・オンライン形式での一般質問の効果について

	<p>⇒新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、いかなる状況においても議員の発言機会を確保することが最重要課題として議会 BCP を策定するなどさまざま取り組んできた。公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため、開会場所へ参集することが困難な場合でも、発言の機会を保証するため、常任委員会だけでなく本会議における一般質問もオンラインで行えるように整備した。</p> <p>・執行部への反問権の使用実績について</p> <p>⇒一般質問において、各計画の執行状況など単なる確認に止まってしまうような質問を抑止するため反問権を行使した事例がある。質問のエビデンスが仄聞したものなど、裏付けの乏しい内容の質問では執行部から反問権を行使される可能性が生じるため、議員側も前以上にしっかりとエビデンスに基づいた質問をするように心がけるようになった。</p> <p>【効果・推移・課題など】</p> <p>・政治倫理条例について</p> <p>当時の政治的背景の影響が大きい為、条例制定の動機付けとしては、本市の課題には合致していないところがあった。しかしながら、条例制定へのステップとして、各会派の意見のすり合わせなどの苦勞した点について参考としたい。</p> <p>・一般質問における反問権の付与について</p> <p>質疑でも明確になったが、執行部に反問権を付与する事によって、質問者の質問の組み立て方やしっかりとしたエビデンスを基に責任をもって質問に臨む事で質疑の質が向上するといった効果が期待できる。</p>
<p>考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市との比較 ・本市への事業導入の可能性 ・今後の検討内容 	<p>つくば市議会は、「議会事務局」の呼称を「議会局」と改名するなど、議員と事務局との風通しをよくすることを大事にしている。議会改革は事務局の協力なしでは成し得ないものであると認識しているからだと感じた。</p> <p>また、議会改革の進め方について、つくば市議会においては、「今あるもので、今できることをまずはやってみる」といったスピード感を重視するマインドが強いように感じた。</p> <p>本市においても、議会基本条例の見直しなどで、課題の抽出を行っているが、4年に1回ではなく、常に課題を抽出しながらフィードバックをかける必要があると感じた。また、本市は議会制度検討会を立ち上げて議会改革に取り組んでいる。議論を尽くすことは当然重要だが、トライアルアンドエラーでまず試行から入るといったスピード感が必要と感じた。決定に至るまでのプロセスの効率化、決定までのスピード感についてつくば市議会から学ぶべき点があると考えます。</p> <p>【今後の検討内容】</p> <p>これまで本市議会は議会基本条例の定期的な見直しを行っているが、そのうち政治倫理について、条例化を検討する事になっている。今回の視察内容を参考にさらに他市の事例を調査し、条例化の必要性について調査・研究する必要があると感じた。</p> <p>また、ICT 活用推進協議会でも協議中ではあるが、議会改革の一環として、常任委員会でのオンライン会議の導入検討、本会議でのオンライン活用など、つくば市の事例を参考に、あるものでできるところから試行してみるといった姿勢が重要であり、そのように進めていくべきだと感じる。一般質問についても、有事に備えオンラインで質問ができるよう整備するとともに、議会 BCP 策定や、一問一答方式の在り方について検討が必要である。</p>

参考

つくば市の本会議場におけるオンラインに質問の機材配置図



6 参考資料

- (1) 神奈川県茅ヶ崎市議会運営委員会視察次第
- (2) つくば市議会議員政治倫理条例
- (3) つくば市議会議員政治倫理条例施行規程
- (4) つくば市議会議会改革について
- (5) オンライン会議参加の手引き